

公 示

京都府立医科大学附属病院長（以下「病院長」という。）については、現任者の任期が平成31年3月31日をもって満了することから、次期病院長の候補者（以下「病院長候補者」という。）を選考する必要があるため、京都府立医科大学附属病院長候補者選考要綱第2条の規定により、公示する。

なお、次期病院長の任期は、京都府立医科大学附属病院長の選考等に関する規程（以下「選考規程」という。）第6条第1項の規定により、3年間（西暦2019年4月1日から西暦2022年3月31日まで）である。

平成30年11月8日

京都府立医科大学附属病院長候補者選考会議

1 選考を行うに至った事由

現病院長の任期が平成31年3月31日をもって満了するため
（選考規程第3条第1項第1号に該当）

2 選考方法

京都府立医科大学附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）は、本公示の下記4の方法により推薦資格者から推薦を求め、被推薦者になることに同意がある者の中から京都府公立大学法人理事長が定めた選考基準（別紙）及び次の各号に掲げる事項を審議の上、病院長候補者を1人選考する。

- (1) 病院長候補者推薦書（推薦理由書を含む。）＜様式1＞
- (2) 病院長候補者の所信表明書＜様式2＞
- (3) 履歴書＜様式3＞
- (4) 選考会議が実施する病院長候補者の面接結果
- (5) その他選考会議が必要と認める事項

3 推薦資格者

次の各号に掲げる職にある者とする。ただし、同一者が複数の職を兼ねている場合は、いずれか1つの職でしか推薦することができない。

- (1) 京都府立医科大学の教授会又は大学院教授会を組織する学長及び教授の職にある者
- (2) 京都府立医科大学附属病院規程第5条から第22条に規定する職にある者 (※1)
 - (※1) 病院長、副病院長、統括診療部長、主任診療部長、診療部長、看護部長、副看護部長、薬剤部長、医療技術部長、放射線技師長、臨床検査技師長、栄養士長、療法士長、臨床工学技士長、事務部長、病院管理課長、経営企画課長、医療サービス課長、中央部門の部長・センター長、卒後臨床研修センター長
- (3) 京都府公立大学法人教職員就業規則第2条に規定する職員のうち、京都府立医科大学(附属病院及び附属北部医療センターを除く。)に在職する次長級以上の職にある者 (※2)
 - (※2) 事務局長、事務局次長、看護実践キャリア開発センター長
- (4) 選考会議委員の職にある者

4 推薦方法等

- (1) 推薦資格者は、複数の病院長候補者を推薦すること、又は自らを病院長候補者に推薦することはできない。
- (2) 病院長候補者の推薦は、上記3の(1)から(3)までの職にある者については5名(連署)、上記3の(4)の職にある者については1名で行うことができる。
- (3) 推薦を行う場合は、次の書類を提出するものとする(郵送による提出不可)。なお、書類の様式は、京都府立医科大学大学ホームページ(トップページ⇒教職員限定⇒病院長選考)からダウンロードしたものを使用するものとする。
 - <提出書類>
 - ・病院長候補者推薦書(推薦理由書を含む。) <様式1>
 - ・病院長候補者の所信表明書<様式2>
 - ・履歴書<様式3>
- (4) 受付期間
平成30年11月12日(月)から平成30年11月30日(金)までの間の平日午前9時から午後5時までとする。
- (5) 提出先
選考会議事務局
(京都府立医科大学事務局総務課総務担当(大学本部棟1階))

京都府立医科大学附属病院長候補者の選考基準

平成30年9月20日
京都府公立大学法人
理事長 金田 章裕

京都府立医科大学附属病院長の選考等に関する規程第4条の規定に基づき、京都府立医科大学附属病院長候補者の選考基準を下記のとおり定める。

記

病院長候補者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 学内外を問わず、日本国の医師免許を有する者
- (2) 附属病院の理念及び基本方針に基づいた病院運営を行う能力を有する者
- (3) 医療安全管理業務の経験、患者の安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有する者
- (4) 病院での組織管理経験及び高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有する者

(参考)

<附属病院の理念及び基本方針>

(理念) 世界トップレベルの医療を地域へ

(基本方針) ・高度で安全な医療を提供します。

- ・患者さんの権利を尊重し、患者さん本位の医療を提供します。
- ・すべての医療人は互いに連携し、チーム医療を推進します。
- ・新しい医療を開発するとともに、未来を担う医療人を育成します。
- ・京都府における基幹病院として、地域医療に貢献します。